

1. 財政健全化法の概要について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成20年4月から一部施行され、この法律により、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や外郭団体を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することとなりました。

各地方公共団体は、健全化判断比率により、「健全段階」「早期健全化段階」「財政再生段階」の3つの段階に区分され、早期健全化段階や財政再生段階になった場合には、それぞれのスキーム（枠組み）に従って財政健全化を計ることとなります。

です。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による公表）

2. 早期健全化基準・・・自主的な改善努力による財政健全化

健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、早期健全化団体となり、財政健全化計画を定めなければなりません。

財政健全化計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、県知事へ報告します。また、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表します。

財政健全化計画の実施状況を踏まえ、財政の早期健全化が著しく困難であると認められるときは、県知事から必要な勧告を受けることとなります。

また、早期健全化基準以上となった場合には、地方公共団体の長は外部監査を受けなければなりません。

栗東市の場合はいずれの早期健全化基準にも達しませんでした。

3. 財政再生基準・・・国等の関与による確実な再生

健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生団体となり、財政再生計画を定めなければなりません。

財政再生計画は、議会の議決を経て定め、速やかに公表します。また、県知事を経由して総務大臣に協議し、その同意を求めることができます。

財政再生計画を定めている地方公共団体（財政再生団体）は、毎年度その実施状況を議会に報告し、公表します。

なお、財政再生計画に総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができません。また、財政再生団体の財政の運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等必要な措置の勧告を受けることとなります。

4. 各財政健全化判断比率の算定方法

A実質赤字比率・・・一般会計等の実質赤字の比率。

算定式

$$A\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額} \cdots \text{①}}{\text{標準財政規模} \cdots \text{②}}$$

①一般会計および公営事業を除く特別会計を合わせた一般会計等における実質赤字の額。

②標準財政規模・・・地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の規模で、標準税収入額等（地方交付税法に基づき一定の算式で算出された税収入総額）に普通交付税を加えたもの。

B連結実質赤字比率・・・一般会計等に全公営企業会計を加えたものを含めた、全会計の実質赤字の比率。

算定式

$$B\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額} \cdots \text{③}}{\text{標準財政規模}}$$

③連結実質赤字額・・・①に病院や上下水道、国民健康保険や介護保険などの公営事業会計等の実質赤字額を加えたもの。

C実質公債費比率・・・公債費及び公債費に準じた経費の標準財政規模に対する比率。（過去3ヶ年平均）

算定式

$$C\text{実質公債費比率} \quad \left(\begin{array}{l} \text{3ヶ年平均} \end{array} \right) = \frac{\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金} \cdots \text{④} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額} \cdots \text{⑤})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

④準元利償還金・・・地方債の元利償還金に準ずるもので、次のi～ivを合計したもの。

- i) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合の一年あたりの元金償還額。
- ii) 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの。
- iii) 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの。
- iv) 債務負担行為に基づく支出額のうち公債費に準ずるもの。
- v) 一時借入金の利子

⑤元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要算入額・・・元利償還金・準元利償還金のうち普通交付税により措置される額。

D将来負担比率・・・地方債現在高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債をとらえた比率。

算定式

$$D\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} \cdots \text{⑥} - (\text{充当可能基金額} \cdots \text{⑦} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額} \cdots \text{⑧})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

⑥将来負担額・・・次のi～viiiを合計したもの。

- i) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高。
- ii) 債務負担行為の支出予定額。(地方財政法第5条各号の経費等に係るもの)
- iii) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの負担等見込額。
- iv) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額。
- v) 退職手当支給予定額(全職員に対する期末要支給額)のうち、一般会計等の負担見込額。
- vi) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務のうち、当該法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額。
- vii) 連結実質赤字額
- viii) 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額。

⑦充当可能基金額・・・将来負担額のうち上記のi)～vi)までの償還額等に充てることのできる基金。

⑧地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額・・・地方債現在高のうち普通交付税により措置される金額。

E資金不足額比率・・・公営企業ごとの資金不足の比率

算定式

$$E\text{資金不足額比率} = \frac{\text{資金の不足額} \cdots \text{⑨}}{\text{事業の規模} \cdots \text{⑩}}$$

法適用企業の場合・・・栗東市の場合、水道事業会計

⑨資金の不足額＝(流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額※

⑩事業の規模＝営業収益の額－受託工事収益の額

法非適用企業の場合・・・栗東市の場合、大津湖南都市計画事業栗東駅前土地区画整理事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計

⑨資金の不足額＝(繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額※

⑩事業の規模＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※解消可能資金不足額・・・事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。